

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十八号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表第二十号の作業の項中「六百四十円」を「千百五十円」に改め、
「（天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃若しくは悠仁親王の警衛の場合にあつては、千百五十円）」を削る。

別表第一の二級の部阪本駐在所の項及び丹生駐在所の項を削り、同表の三級の部宇井駐在所の項中「宇井駐在所」を「大塔駐在所」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、令和五年三月二十八日から施行する。